

岩手県告示第86号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成24年2月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	指定年月日
ふじさわ訪問看護ステーション	一関市藤沢町藤沢字町裏52番地2	精神通院医療	平成23年9月26日
はたさわ薬局	九戸郡軽米町大字軽米第3地割字中坪52番地4	精神通院医療	平成23年12月1日
はだ調剤薬局	奥州市水沢区羽田町久保11番地	精神通院医療	〃
リリーフ薬局	釜石市鶴住居町第5地割29番地4	精神通院医療	〃
たぐち訪問看護ステーション	盛岡市本町通一丁目3番6号	精神通院医療	〃
アロハ調剤薬局	盛岡市東安庭一丁目23番63号	精神通院医療	平成24年1月1日
有限会社クリス薬局	下閉伊郡山田町船越第5地割9番地3	精神通院医療	平成24年2月1日
有限会社菊屋薬局	上閉伊郡大槌町小槌第27地割3番地4	精神通院医療	〃